

令和８・９年度 弥富市入札参加資格審査申請要領（物品購入・その他委託）

弥富市が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る競争入札に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

資格審査を希望される方は、当要領に基づき、あいち電子調達共同システム（物品等）（以下「電子調達システム（物品等）」という。）により、適正な入札参加資格審査申請（以下「申請」という。）を行ってください。

1 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- （１）資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可登録等を受けていること。
- （２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項（同令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の４の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- （３）国税、愛知県税及び弥富市税が未納でないこと（ただし、愛知県税及び弥富市税については、愛知県及び弥富市に納税義務がある事業者に限る。）。
- （４）「弥富市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年12月27日付け弥富市長等・愛知県蟹江警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- （５）次の届出を行っていること又は行う義務のないこと
 - ア 健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについての関係機関への届出
 - イ 雇用保険の適用事業所となったことについての関係機関への届出
- （６）故意に虚偽の事項を申請し、又は虚偽の事項が記載された書類を故意に提出していないこと。

2 申請の方法

- （１）電子申請を行おうとする方は、電子調達システム（物品等）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

ポータルサイト <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

※ 申請内容を十分確認したうえで送信してください。

- （２）申請は、「新規申請」と「継続申請」の２種類があります。それぞれ該当する方法で申請してください。

○継続申請

平成20年1月以降に、電子調達システム（物品等）により申請を行い、平成20・21年度以降資格の承認を受けている方

○新規申請

電子調達システム（物品等）により申請を初めて行う方

- (3) 法人が申請する際の申請者は本店となります。支店や営業所等が申請者となることはできません。
- (4) 契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所（本店を含む）に限ります。また、契約を締結する営業所は、当該営業所において申請を希望する業種の営業を営むことを認められている必要があります。
- (5) 申請においては、画面上の注意及び「操作マニュアル」に従ってください。なお、事前に「下書きチェックシート」を印刷し、必要事項を記入いただいてから電子調達システム（物品等）に入力することを推奨します。
- (6) 申請できる営業種目は別表1のとおりです。
- (7) 申請データの送信後、速やかに共通審査自治体（※）及び申請先自治体に別送書類を提出してください。

※共通事項の書面確認を代表して行う自治体のことであり、申請先団体が担当します。申請先団体が複数ある場合には、一定のルールにより自動的に指定されます。

3 受付期間

(1) 定時受付

令和8年1月5日（月）から令和8年2月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）
午前8時から午後8時まで

(2) 随時受付

令和8年4月1日（水）から令和10年2月15日（火）まで（日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）
午前8時から午後8時まで

4 別送書類

電子申請による仮受付（データ送信）後、以下の書類を各1部、提出期日までに提出してください。別送書類（各種証明書等）は、仮受付日（データ送信日）において発行日より3か月以内の原本に限ります（鮮明であれば写し可）。

(1) 共通審査自治体に提出する書類

ア 法人事業者の場合

	書 類 名	提出書類の説明
1	別送書類送付書（共通審査）	・電子調達システム（物品等）から印刷したもの
2	履歴事項全部証明書	・法務局発行のもの（法務局登記官が証明したもの）
3	納税証明書（国税）	・税務署が発行した「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3 未納のないことの証明）
4	納税証明書（愛知県税） （又は愛知県税の納税義務がないことの申出書）	・愛知県の県税事務所が発行した「法人県民税」、「法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む）」及び「自動車税種別割」の納税証明書（未納の税額のないことの証明） ・愛知県内に事業所を有しない方等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出 【参考】ポータルサイト手引書/書類－「4-1参考資料」－ 「・愛知県税の納税義務がないことの申出書」

イ 個人事業者の場合

	書 類 名	提出書類の説明
1	別送書類送付書（共通審査）	・電子調達システム（物品等）から印刷したもの
2	身元（分）証明書	・本籍地の市区町村長が証明したもの（日本国籍を有しない方は、在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面））
3	登記されていないことの証明書	・法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人・被補助人とする記録がないことを証明したもの（全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課の窓口で発行のもの。）
4	納税証明書（国税）	・税務署が発行した「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の2 未納のないことの証明）
5	納税証明書（愛知県税） （又は愛知県税の納税義務がないことの申出書）	・愛知県の県税事務所が発行した「個人事業税」及び「自動車税種別割」の納税証明書（未納の税額のないことの証明） ・愛知県内に事業所を有しない方等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出 【参考】ポータルサイト手引書/書類－「4-1参考資料」－ 「・愛知県税の納税義務がないことの申出書」

(2) 弥富市に提出する書類

弥富市が共通審査自治体の場合は、上記「4 別送書類（１）」の書類を提出してください。
なお、別送書類（各種証明書等）の中には、証明書発行までに日数を要する証明書もありますので、提出するすべての別送書類（各種証明書等）を準備してから電子申請を行っていただきますようお願いいたします。

※ 弥富市が共通審査自治体でない場合は、本市へ提出する書類はありません。

(3) 提出期限

ア 定時受付

仮受付日（データ送信日）から７日以内必着（最終提出期限は、令和８年２月24日（火）必着）

イ 随時受付

仮受付日（データ送信日）から７日以内必着

※ 上記ア、イの提出期限が土曜日、日曜日、休日及び12月29日から翌年の１月３日までの日に当たる場合は、その日以後の最初の平日とします。

(4) 提出先(郵送先)

<共通審査自治体>

共通審査自治体は、電子調達システム（物品等）で自動的に決定されますので、申請データ送信後、画面上で提出先の確認をお願いします。

<弥富市>

〒498-8501 愛知県弥富市前ヶ須町南本田335番地

弥富市役所 総務部財政課 契約検査グループ

5 資格審査

資格審査は、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを調査します。

6 審査状況照会

電子調達システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査の進捗状況を参照することができます。

なお、別送書類及び電子申請内容に不備等がある場合には、共通審査自治体及び申請先自治体からメールで補正指示が出されますので、補正期限（期限が明記されていない場合は５日以内）までに補正申請を行ってください。

7 審査結果

審査結果は、審査完了通知メールにより通知します。なお、この通知後、電子調達システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査結果を参照することができます。

8 資格認定後の追加届

審査結果確認後、電子調達システム（物品等）により追加届を入力し送信してください。この追加届に関する情報は、業者選定の際の参考情報とすることがあります。

（１）届出項目

- ア 許可・登録等
- イ 契約実績
- ウ 特約・代理店

（２）届出期限

審査結果確認後、速やかに（５日以内目安）入力し送信してください。

9 資格の有効期限

電子申請による入札参加資格の有効期限は、次のとおりとします。

（１）定時受付

令和８年４月１日（水）から令和１０年３月３１日（金）まで

（２）随時受付

入札参加資格決定の日（名簿登載日）から令和１０年３月３１日（金）まで（毎月１５日までに審査が完了した申請は、翌月１日が入札参加資格を決定した日になります。）

10 電子申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について

登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに電子調達システム（物品等）により変更の手続きを行ってください。ただし、定時受付の変更手続は、令和８年４月１日（水）からとなります。

11 その他

- （１）電子申請に際しては、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。
- （２）電子申請後、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。また、証明書面は、入札参加資格の有効期間内は保管しておいてください。
- （３）電子調達システム（物品等）の利用に当たっては、あいち電子調達共同システム利用規約の確認、同意が必要です。
- （４）資格が認定された方は、電子調達システム（物品等）の入札情報サービスで申請内容を公表しますので、あらかじめご了承ください。
- （５）電子調達システム（物品等）は、システムのメンテナンス等のため、システムの利用を一時休止することがあります。
- （６）令和８年４月１日以降、すでに弥富市以外の自治体で資格認定を受けており、追加で弥富市へ申請したい場合は、電子調達システム（物品等）から「団体追加申請」を行ってください。
- （７）本電子申請にはＩＣカードは必要ありません。なお、電子入札への参加にはＩＣカードの購入、電子調達システム（物品等）への登録が必要になります。

12 問い合わせ先

(1) システム操作に関すること

あいち電子調達共同システム（物品等）ヘルプデスク

電 話 0120-511-290

受 付 午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）

メール helpdesk@buppin.e-aichi.jp

(2) 申請内容等に関すること

弥富市役所 総務部財政課 契約検査グループ

電 話 0567-65-1111 内線（464、466）

F A X 0567-67-4011

受 付 午前9時から午後4時まで（日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）

メール keiyaku@city.yatomi.lg.jp